

# 日本学生支援機構奨学金

## 「進学届入力下書き用紙」の訂正について

### 【第一種奨学生の自宅外通学要件の変更】

高校等における予約採用候補者となった方へ、「進学届」の提出準備のために「進学届下書き用紙」の作成を案内しています。

先日、日本学生支援機構より下記のとおり「進学届下書き用紙」6ページに記載の取扱いに誤りがあったとの連絡がありましたのでお知らせします。該当する方は内容を確認の上、訂正してください（下書き用紙・記入例とも、この案内と併せて修正しています）。

#### ■変更前■ <下書き用紙6ページ中段 設問9>

貸与奨学金のみ希望する人で、生計維持者のもとから離れて通学する（下宿等）場合、給付奨学金の自宅外要件（①～④）を適用しない。

#### ■変更後■

第一種奨学生について、給付奨学金受給の有無にかかわらず、「給付奨学金の自宅外通学要件」を適用する（①～⑤を選択）。

**第一種奨学金のみ貸与を受ける方は、「進学届下書き用紙」6ページ中段以下の「自宅外通学」の要件に該当するか確認の上、該当する項目すべてを選択してください。ただし、貸与のみの方は自宅外の証明は必要ありません。**

正	誤
※自宅外通学とは、あなたが生計維持者のもとを離れて生活し、かつ あなた本人の居住に係る家賃が発生している状態のことを言います。また、「自宅外通学」の月額を選択する場合、下記設問にて①～⑤のいずれかの要件に該当する必要があります。いずれにも該当しない場合は「自宅通学（またはこれに準ずる）」を選択してください。ただし、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から離れて生活しており、居住に係る家賃が発生している人については、※2つ目の記述にしたがってください。	※貸与奨学金のみ希望する人で、かつ以下のア又はイに該当する場合は、「自宅外通学」を選択し、下記設問にて ⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、支障が生じる理由の入力欄に「貸与奨学金のみ希望する」旨を入力してください（①～④は選択しません）。 ア. 2020年4月時点から進学届入力時現在まで、いずれも生計維持者のもとから離れて通学している人（下宿等） イ. 社会的養護を必要とする人など、特別の事情がある人 ア又はイに該当しない場合は「自宅通学（またはこれに準ずる）」を選択してください。